個人型年金規約の一部を変更する規約

平成30年3月1日　国民年金基金連合会　理事長　永原　義之

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

目次中「第64条」を「第64条の２」に、「第87条の３」を「第87条の４」に、「第107条」を「第107条の２」に、「第160条」を「第160条の２」に、「第163条」を「第163条の２」に、「その他の者」を「連合会移換者」に、「第166条の５」を「第166条の６」に改め、第12章の２の次に次の一章を加える。

第12章の３　確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換（第166条の７～第166条の９）

第１条第１項中「個人」を「個人又は事業主」に改める。

第６条中第22項を第25項とし、第６項から第21項までを３項ずつ繰り下げ、第５項の次に次の３項を加える。

６　この規約において「個人型年金加入者掛金」（以下「加入者掛金」という。）とは、法第68条第１項に規定された掛金をいう。

７　この規約において「中小事業主」とは、法第55条第２項第４号の２に規定する中小事業主（企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第１号厚生年金被保険者の数が百人以下のもの）をいう。

８　この規約において「中小事業主掛金」とは、法第68条の２第２項に規定された掛金をいう。

第６条第９項第１号中「個人型年金加入者掛金（以下「掛金」という。）」を「加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金及び中小事業主掛金）」に改め、同条第10項中「掛金」を「加入者掛金」に改め、同条第12項、第13項及び第16項中「第７項」を「第10項」に改め、同条第21項第２号イ中「掛金であって」を「加入者掛金及び法第70条の２第１項の規定により連合会に納付された中小事業主掛金であって」に改め、同条第22項中「第６項」を「第９項」に改め、同条第23項中「第６項第１号」を「第９項第１号」に改め、同条第24項中「第６項第２号」を「第９項第２号」に改める。

第20条第２項第２号中「及び」を「又は」に、「個人型年金同時加入可能者（企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めている企業型年金加入者をいう。以下同じ。）の個人型年金」を「加入者等が企業型年金の個人別管理資産を有する場合」に改める。

第25条中「連合会に移換された者」を「連合会に移換された者（加入者及び運用指図者を除く。）」に改める。

第26条第１項第５号中「掛金」を「加入者掛金及び中小事業主掛金」に改め、同項第14号中「掛金」を「加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金及び中小事業主掛金）」に改める。

第27条第２項第４号中「加入者が拠出した掛金」を「加入者掛金及び中小事業主掛金」に、「第143条第１項第２号」を「第143条第１項第１号イ及び第２号」に、「加入者の掛金」を「加入者掛金及び中小事業主掛金」に改める。

第30条第４項第２号中「個人型年金加入者掛金」を「加入者掛金」に、「掛金」を「加入者掛金」に改め、同項第６号ロ中「掛金」を「加入者掛金」に改め、同条第５項第２号ロ中「掛金」を「加入者掛金」に改め、同号ハ中「令第７条第１項第２号に規定する個人型年金同時加入可能者又は令第11条第１号に規定する個人型年金同時加入制限者」を「令第11条第１号に規定する個人型年金同時加入制限者又は同条第３号に規定する個人型年金同時加入可能者」に改め、同号リ（4）中「掛金」を「加入者掛金」に改める。

第33条第３項第３号中「第75条」を「第75条及び第75条の２」に改める。

第33条の２第２項中「変更の申請」を「変更の承認の申請及び法第46条第１項の終了の承認の申請」に改める。

第34条第１項第６号及び第７号中「掛金」を「加入者掛金」に改める。

第44条中「加入者等」を「加入者等又は中小事業主」に改める。

第52条第１項及び第３項中「個人型年金加入者、個人型年金運用指図者」を「加入者、運用指図者」に改める。

第54条第１項第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

二　資格の種別の変更の年月日

第54条第１項第３号中「掛金」を「加入者掛金」に、「拠出期間の掛金」を「拠出期間の加入者掛金」に改め、同条第２項第１号中「前項第１号及び第２号」を「前項第１号から第３号」に改め、同条第３項第１号中「第１項第１号及び第２号」を「第１項第１号から第３号」に改める。

第55条第２項中「第75条」を「第75条及び第75条の２」に改める。

第59条第１項第１号ニ中「掛金」を「加入者掛金」に改める。

第62条第１項第７号を次のように改める。

七　加入者掛金及び中小事業主掛金が拠出された年月及びこれらの額並びに納付の方法

第63条第１項第４号中「掛金の額の実績及び掛金」を「加入者掛金及び中小事業主掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに中小事業主掛金」に改め、同項第５号の次に次の１号を加える。

五の二　法第73条、第74条の３及び第82条の２並びに令第45条の６において読み替えて準用する法第25条の２の規定により加入者等が指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったとみなされたことがあるときは、当該指定運用方法の内容及び当該運用の指図を行ったものとみなされた年月日

第63条第１項第６号中「及び」を「、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び」に改め、同項第11号の次に次の１号を加える。

十一の二　法第74条の４第２項の規定により確定給付企業年金に個人別管理資産の移換を行ったことがあるときは、その制度の種別、個人別管理資産の移換を行った年月日、移換した個人別管理資産額その他移換に関する事項

第63条第１項第12号中「46歳以降に」を削り、同項第12号ニを削る。

第63条第２項中「第25条に規定する特定運営管理機関」を「特定運営管理機関」に改め、同項第１号、第２号及び第３号中「５年」を「10年」に改め、同条第５項を第６項とし、第４項を１項繰り下げ、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　前項の規定は、個人型年金加入者等帳簿に記録された事項のうち第１項第５号の２に掲げる事項の保存について準用する。この場合において、前項中「行った日（運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った日。）」とあるのは、「行ったものとみなされた日」と読み替えるものとする。

第64条の次に次の１条を加える。

（記録のみ有する者に係る記録の管理）

第64条の２　次に掲げる者であって企業型年金又は個人型年金の個人別管理資産がなくなった者（法第54条の４第２項又は中小企業退職金共済法第31条の３第１項（同条第６項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により企業型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金又は退職金共済に移換されたことがある者及び法第74条の４第２項の規定により個人型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金に移換されたことがある者（令第38条の３ただし書の規定により個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き加入者であることを申し出た者を除く。）を含み、法第33条第３項（法第73条において準用する場合を含む。）の規定による老齢給付金の支給、法第37条第３項（法第73条において準用する場合を含む。）の規定による障害給付金の支給及び法第40条（法第73条において準用する場合を含む。）の規定による死亡一時金の支給並びに法附則第２条の２第２項又は第３条第２項の規定による脱退一時金の支給により個人別管理資産がなくなった場合を除く。以下この条において「記録のみ有する者」という。）が加入者等の資格を取得した場合にお